

# 高槻市 産後ケア宿泊型事業

この事業は、市が委託した産科医療機関などに宿泊して十分な休養をとり、出産の疲れを癒して、育児の不安軽減に働きかけるものです。

## 内 容

助産師などから以下のケアを受けることができます。

- お母さんの休養、体調管理、こころのケア
- 赤ちゃんのお風呂やスキンケア
- 授乳のアドバイス
- これからの子育てについての相談 など

## 利用できる人

高槻市民で以下のすべてに該当する産後4か月未満のお母さんとその赤ちゃん。

- 産後の心身の不調がある。
- 育児に不安がある。
- 家族等から十分な家事および育児等の支援が得られない。

※申請・利用の時点で高槻市民であること。  
 ※医療行為の必要な人、感染症にかかっている人または、その可能性のある人は利用できません。

## 利用時間と利用料

原則午前10時～翌日午後5時 (1泊2日4食付き) あわせて7日まで	1泊2日5,500円 (1日追加ごとに2,750円増)
	多胎児は1名追加ごとに700円増 (1日追加ごとに350円増)

市民税非課税世帯・生活保護世帯の場合は減免制度があります。

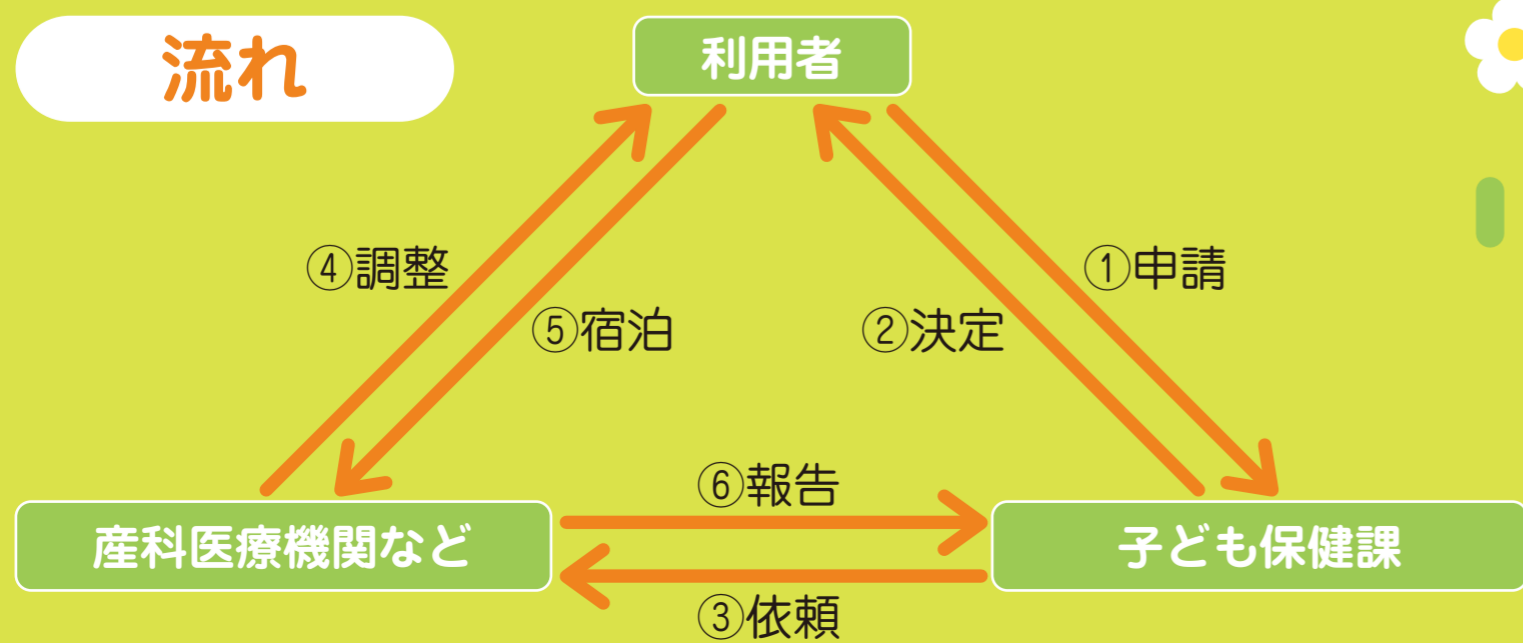
- ※利用時間を短縮されても利用料は変わりません。
- ※利用料は、利用施設に直接お支払いください。
- ※施設までの交通費は自己負担になります。
- ※利用日の前々日の午後5時までに連絡がなくキャンセルや変更された場合は、キャンセル料(利用料と同額)が発生します。



## 利用方法

- 事前に申請が必要です。妊娠中からの申請は妊娠32週以降です。
- 利用には審査があり、審査に期間を要しますので予めご了承ください。
- まずは、子ども保健課へお電話でお問合せください。

## 流れ



## 問合せ・申請窓口

高槻市子ども保健課  
 住所 高槻市八丁畷町12番5号  
 TEL (072)648-3272  
 FAX (072)648-3274